

## 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の内容(中学校国語科)

### ポイント

- 平成 31 年度の第 1 学年,平成 32 年度の第 1・2 学年で学習する漢字に追加【都道府県名に用いる漢字の読みと書き】  
茨,媛,岡,潟,岐,熊,香,佐,埼,崎,滋,鹿,縄,井,沖,栃,奈,梨,阪,阜(20字)
- 平成 32 年度の第 1 学年に「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を加えて指導する。

### 説明

新小学校学習指導要領により小学校等で新たに学習することとなる漢字を必ず取り扱うこととしたこと。また、新中学校学習指導要領に定める内容の一部を追加したこと。

(1) 現行中学校学習指導要領〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

- 平成31・32年度 第1学年「漢字を読む/漢字を書き,文や文章の中で使う」
- 平成32年度 第2学年「漢字を書き,文や文章の中で使う」  
「茨,媛,岡,潟,岐,熊,香,佐,埼,崎,滋,鹿,縄,井,沖,栃,奈,梨,阪,阜」を取り扱う。

(2) 現行中学校学習指導要領〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕

- 平成32年度 第1学年(1)イに規定する事項に,「新中学校学習指導要領」第1学年〔知識及び技能〕(3)ウに規定する事項(=「共通語と方言の果たす役割について理解すること」)を加える。

## 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の内容(中学校社会科)

### 3 社会

文部科学省告示第九十四号 平成二十九年七月七日

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの社会の指導に当たっては,現行中学校学習指導要領第2章第2節の規定にかかわらず,その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第2節の規定によることができる。ただし,現行中学校学習指導要領による場合には,次のとおりとする。

(1) 平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの社会の指導に当たっては,次のアからウまでのとおりとする。

ア現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)に規定する事項に,新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2A(1)ア(イ)に規定する事項を加え,新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の3(3)ア(イ)の規定を適用するものとし,現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(2)アに規定する事項を省略するものとする。

イ現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(5)イのうち「富国強兵・殖産興業政策」の部分に係る事項については,現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(6)イのうち「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定は適用せず,新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(4)アのうち「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定を適用するものとする。

ウ現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の2(4)アに規定する事項に,新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の2D(1)ア(7)のうち「領土(領海,領空を含む。),国家主権,国際連合の働きなど基本的な事項について理解する」の部分の規定に係る事項を加え,現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の3(5)ア(イ)の規定は適用せず,新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の3(5)ア(7)のうち「領土(領海,領空を含む。),国家主権」に関する規定を適用するものとする。

### 平成30年度 第1学年～第3学年から 領土に関する事項には,新学習指導要領を適用

ア現行〔地理的分野〕の2(1)「世界の様々な地域」

新中学校学習指導要領〔地理的分野〕の内容の取扱い 2A(1)ア(イ)「我が国の国土の位置…領域の範囲や変化とその特色…」に規定する事項を加え,

新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の3(3)ア(イ)の規定「『領域の範囲や変化とその特色』については我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに,竹島や北方領土が…」を適用するものとし……

イ現行〔歴史的分野〕の2(5)イのうち「富国強兵・殖産興業政策」の規定

…新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(4)アのうち「富国強兵・殖産興業政策」に関する規定「……領土の画定などを取り扱うようにすること。その際,北方領土に触れるとともに,竹島,尖閣諸島の編入についても触れること……」を適用

ウ現行〔公民的分野〕の2(4)ア「世界平和と人類の福祉の増大」に規定する事項に,

新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の2D(1)ア(7)のうち「領土(領海,領空を含む。),国家主権,国際連合の働きなど基本的な事項について理解する」の部分の規定に係る事項を加え,…新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔公民的分野〕の3(5)ア(7)のうち「領土(領海,領空を含む。),国家主権」に関する規定「関連させて取扱い,我が国が固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に…尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを…」を適用するものとする。

## 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の内容(中学校社会科)

(2) 平成31年度の第1学年及び平成32年度の第1学年並びに第2学年における社会の指導に当たっては、次のアからカまでのとおりとする。

- ア 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕及び現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第2節第3の1(2)の規定にかかわらず、**新中学校学習指導要領第2章第2節第3の1(3)の規定により、授業時数を両分野に適切に配当**するものとする。
- イ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)ウに規定する事項に現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)エのうち「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせる」の部分に係る事項を加え、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の3(3)エの規定を適用するものとし、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)エに規定する事項を省略するものとする。

### 平成31年度 第1学年から 地理的分野では、「世界の様々な地域の調査」を省略し、115時間で

イ 〔地理的分野〕

現行2(1)ウに規定する事項…**世界の諸地域**の指導にあたり

現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)エ 「世界の様々な地域の調査」のうち「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる**適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせる**」の部分の規定に係る事項を加え、

現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の3(3)エの規定を適用するものとし、

- +「**様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること**」

現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔地理的分野〕の2(1)エに規定する事項を省略

—「**世界の様々な地域の調査**」を省略

→ **世界の諸地域の指導にあたり、「適切な主題を設けて文献調査等によって追究し、地域的特色をとらえる学習」**をすることで、「世界の様々な地域の調査」を省略し、時間を調整する。

ア **新中学校学習指導要領** の規定により、**授業時数を両分野に適切に配当**

現行 地理的分野120時間、歴史的分野130時間 → **新〔地理的分野〕115時間、〔歴史的分野〕135時間(1、2年時95時間)**

新中学校学習指導要領解説 社会編 p.164

地理的分野は第1、第2学年あわせて115単位時間履修させ、歴史的分野については第1、第2学年あわせて95単位時間、第3学年の最初に40単位時間履修させ、その上で公民的分野を100単位時間履修させることになる。

## 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の内容(中学校社会科)

(2) 平成31年度の第1学年及び平成32年度の第1学年並びに第2学年における社会の指導に当たっては、次のアからカまでのとおりとする。

- ウ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(2)アのうち「世界の古代文明」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)アのうち「世界の古代文明」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)アのうち「**世界の古代文明**」に関する規定を適用するものとする。
- エ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(3)アに規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(2)ア(ア)のうち「元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解する」の部分の規定に係る事項を加え、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)イのうち「**ユーラシアの変化**」に関する規定を適用するものとする。
- オ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(4)アのうち「ヨーロッパ人來航の背景」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(5)アのうち「ヨーロッパ人來航の背景」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)ウのうち「**ヨーロッパ人來航の背景**」に関する規定を適用するものとする。
- カ 現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の2(5)アのうち「市民革命」の部分の規定に係る事項については、現行中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(6)アのうち「市民革命」に関する規定は適用せず、新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(4)アのうち「**市民革命**」に関する規定を適用するものとする。

### 平成31年度 第1学年から 歴史的分野では、世界の歴史との接点やその背景を含め、135時間で

ウ エ オ カ 〔歴史的分野〕

○ 現行2(2)アのうち「世界の古代文明」の部分の規定に係る事項には

**新中学校学習指導要領第2章第2節第2〔歴史的分野〕の3(3)アのうち「世界の古代文明」に関する規定を適用**

→ 「**人類の出現にも触れ、中国の文明をはじめとして…にすること。また、ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱う…**」

○ 現行2(3)ア(中世の日本 鎌倉時代の成立～応仁の乱後)の規定する事項には

**新中学校学習指導要領 〔歴史的分野〕の「元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解する」の部分の規定に係る事項を加え**  
…**新中学校学習指導要領 3 内容の取扱い (3)イのうち「ユーラシアの変化」に関する規定を適用**

→ 「**『ユーラシアの変化』については、モンゴル帝国の拡大によるユーラシアの結び付きについて気付かせること**」

○ 現行2(4)ア(近世の日本 戦国の動乱～織豊政権)のうち「ヨーロッパ人來航の背景」の部分の規定に係る事項には

**新中学校学習指導要領 3 内容の取扱い (3)ウのうち「ヨーロッパ人來航の背景」に関する規定を適用**

→ 「**『ヨーロッパ人來航の背景』については、新航路の開拓を中心に取り扱い、その背景となるアジアの交易の状況やムスリム商人などの役割と世界の結び付きに気付かせること。また、宗教改革についても触れること。』**

○ 現行2(5)ア(近代の日本と世界)のうち「市民革命」の部分に係る事項には

**新中学校学習指導要領 3 内容の取扱い (4)アのうち「市民革命」に関する規定を適用**

→ 「**『市民革命』については、政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の政治とのつながりなどと関連付けて、アメリカの独立、フランス革命などを扱うこと**」

## 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の内容(中学校数学科)

### 中学校数学科 具体的な内容の移行について

基礎的・基本的な知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成を図るために、小学校算数科において学習したことを素地として中学校において活用できるようにするとともに統計教育を充実させたことなどを踏まえて、一部の内容の指導時期を改めた。小・中学校間で移行された内容、中学校において学年間で移行された内容及び中学校において新たに指導することになった内容は次のとおりである。

#### 【中学校数学科における移行された内容及び新たに指導する内容】

第1学年	◇用語「素数」←小学校第5学年から ○自然数を素数の積として表すこと←中学校第3学年から ◆用語「平均値, 中央値, 最頻値, 階級」→小学校第6学年へ ◎用語「累積度数」 ○多数の観察や多数回の試行によって得られる確率←中学校第2学年から ○誤差や近似値, $a \times 10^n$ の形の表現→中学校第3学年へ
第2学年	◎用語「反例」 ◎四分位範囲や箱ひげ図 ○多数の観察や多数回の試行によって得られる確率→中学校第1学年へ
第3学年	○自然数を素因数に分解すること→中学校第1学年へ ○誤差や近似値, $a \times 10^n$ の形の表現←中学校第1学年から

注意: ○…中学校の学年間で移行する内容  
◎…中学校で新規に指導する内容  
◆…中学校から小学校へ移行する内容  
◇…小学校から中学校へ移行する内容

## 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の内容(中学校数学科)

### 中学校数学科における移行措置(移行措置関係規定)

#### 平成31年度

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
平成31年度	第1学年	2A(1)	/	3(1)のうち「素数の積」に関する部分
		2D(1)		

#### 平成32年度

平成32年度	第1学年	2A(1)	/	3(1)のうち「素数の積」に関する部分	
		2D			2D(2)ア(ア), 2D(2)イ(ア)
		2D(1)			2D[用語・記号]のうち「累積度数」
	第2学年	2D	2D(1)ア(ア), 2D(1)ア(イ)	/	

平成31年度及び平成32年度の第1学年の数学の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第3節第2[第1学年]の3(6)の規定は適用しないものとする。

ポイント

学年間で移行した内容

- [第1分野] 圧力 (第1学年⇒第3学年へ、第1学年⇒第2学年2分野へ)
- [第2分野] 葉・茎・根のつくりと働き (第1学年 ⇒ 第2学年へ)
- 動物の体の共通点と相違点 (第2学年 ⇒ 第1学年へ)
- 生物の種類の多様性と進化 (第2学年 ⇒ 第3学年へ)
- 自然の恵みと火山災害・地震災害 (第3学年 ⇒ 第1学年へ)
- 自然の恵みと気象災害 (第3学年 ⇒ 第2学年へ)

小学校から移行した内容

- [第1分野] : 電気による発熱 (小学校第6学年 ⇒ 中学校第2学年へ)
- [第2分野] : なし

改善・充実した主な内容

- [第1分野]
  - ・ 第3学年に加えて、第2学年においても、放射線に関する内容を扱う。
- [第2分野]
  - ・ 全学年で自然災害に関する内容を扱う。
  - ・ 第1学年において、生物の分類の仕方に関する内容を扱う。

留意事項

平成31年度

- 第1学年第1分野の「力の働き」に「2力のつり合い」を追加する。
- 第1学年第2分野の「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加する。
- 第1学年第1分野「圧力」のうち「水圧」の部分を省略する。⇒【第3学年で指導】

平成32年度

※平成31年度から継続して留意する事項

- 第1学年第1分野の「力の働き」に「2力のつり合い」を追加する。
- 第1学年第2分野の「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加する。
- 第1学年第1分野「圧力」のうち「水圧」の部分を省略する。⇒【第3学年で指導】

※平成31年度から新たに留意する事項

- 第1学年第2分野の「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加する。
- 第1学年第1分野「圧力」を省略する。 ⇒【第2学年及び第3学年で指導】
- 第1学年第2分野「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する。 ⇒【第2学年及び第3学年で指導】
- 第2学年第1分野の「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を追加する。
- 第2学年第2分野の「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加する。
- 第2学年第2分野「生物の変遷と変化」を省略する。 ⇒【第3学年で指導】



## 8 保健体育

- (1) 平成31年度及び平成32年度の第1学年の保健体育の指導に当たっては、次のア及びイのとおりとする。
- ア 現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の2H(1)に規定する事項に、新中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の2H(1)ア(ウ)に規定する事項を加えるものとする。
- イ 現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の3(1)の規定にかかわらず、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の2(1)アからエまで、2(4)ア及びイのうち「健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要がある」の部分の規定に係る事項を指導するものとする。
- (2) 平成32年度の第1学年の保健体育の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の〔内容の取扱い〕(2)クの規定にかかわらず、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔体育分野第1学年及び第2学年〕の2H(1)ウに規定する事項は省略するものとする。
- (3) 平成32年度の第2学年の保健体育の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第7節第2〔保健分野〕の2(3)アからエまで、2(4)イのうち「食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となる」の部分の規定に係る事項及び2(4)ウに規定する事項を指導するものとする。

### ポイント

- ・平成31年度及び32年度の第1学年体育分野に「運動やスポーツの多様な楽しみ方」を追加し、「運動やスポーツの学び方」を省略する。【第2学年で指導】
- ・平成31年度及び平成32年度の第1学年保健分野に「主体と環境」及び「調和のとれた生活」を追加する。
- ・平成32年度の第2学年保健分野に「生活習慣病」及び「薬物乱用など」を追加する。

## 1 概要

対象事項	移行措置の内容	理由	想定される授業時数	教材の対応
運動やスポーツの学び方	第1学年の体育分野では「運動やスポーツの学び方」を省略する	新学習指導要領では第1学年から第2学年に指導する学年を変更したため	約1時間	—
運動やスポーツの多様な楽しみ方	第1学年の体育分野に「運動やスポーツの多様な楽しみ方」を追加する	新学習指導要領の第3学年の内容「文化としてのスポーツの意義」を指導するために必要	約1時間	—
主体と環境、調和のとれた生活	第1学年の保健分野では「主体と環境」「調和のとれた生活」を扱う	新学習指導要領では第3学年から第1学年に指導する学年を変更したため	約4時間 (※1)	第1学年で供給される教科書で対応
生活習慣病、薬物乱用など	第2学年の保健分野では「生活習慣病」、「薬物乱用など」を扱う	新学習指導要領では第3学年から第2学年に指導する学年を変更したため	約8時間 (※2)	第1学年で供給される教科書で対応

※1 保健領域は、3学年間で48時間と規定。改訂で学年別には以下になる。  
第1学年(12→16) 第2学年(16→16) 第3学年(20→16)

※2 「健康と環境」(約8時間)を第3学年に移行

2 各年度の取扱い

30年度	31年度	32年度 【小実施】	33年度 【中実施】	34年度 【高実施】
中3	高1	高2	高3	
中2	中3	高1	高2	高3
中1	中2	中3	高1	高2
小6	中1 ☆主体と環境 ☆調和のとれた生活 ☆運動やスポーツの多様な楽しみ方	中2 ☆生活習慣病 ☆薬物乱用など ★健康と環境	中3	高1:学年進行
小5	小6	中1 ☆主体と健康 ☆調和のとれた生活 ☆運動やスポーツの多様な楽しみ方 ★運動やスポーツの学び方	中2	中3
小4	小5	小6	中1 【中学校 全面実施】	中2

☆追加する事項

★省略する事項

技術・家庭(技術分野)における移行期間中の留意点について

文部科学省告示第九十四号 平成二十九年七月七日

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第七十四条の規定に基づき、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領(平成二十年文部科学省告示第二十八号)の特例を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。なお、平成二十七年文部科学省告示第六十四号(平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件)は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

9 技術・家庭

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの技術・家庭の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第8節の規定によることができる。

技術・家庭(技術分野)における移行期間中の留意点について

平成29年度 現在	移行期間			完全実施
	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年
小学校3年	小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年
小学校4年	小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年
小学校5年	小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年
小学校6年	中学校1年	中学校2年	中学校3年	
中学校1年	中学校2年	中学校3年		
中学校2年	中学校3年			

○移行期間の基本的な考え方

H30年～H32年(移行期間)の授業は、基本的にどちらの指導要領で実施しても良い。

○注意しなければならない点・・・

⇒H33年が全実施の年。その年の3年生は、新課程で学んで卒業することが前提。

H33年時の3年生の時にやってなかったところを補充することも、他教科ならば可能かもしれないが、実質17.5時間しかないので、H31年度の1年生時から意識して進めることが大切。それ以降の学年についても同様。

技術・家庭(技術分野)における移行期間に関わる内容(事項)の抜粋

内容領域	A 材料と加工の技術	B 生物育成の技術	D 情報の技術		
内容(事項)	等角図 第三角法	水産生物の栽培	情報セキュリティー サイバーセキュリティー	双方向性のある プログラムコンテンツ	計測・制御システム